

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

道1 北海道子ども未来づくり推進費（平成17年度開始）

788千円

総合的かつ計画的な少子化対策を推進するため、第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」の円滑な推進を図るための体制を整備する。

(1) 北海道子どもの未来づくり審議会の運営

条例第22条に基づき設置される「北海道子どもの未来づくり審議会」を開催するとともに、審議会に設置された中高生の委員で構成する「子ども部会」を開催し、子どもの意見を適切に社会に反映する環境づくりを推進する。

- ・「北海道子どもの未来づくり審議会」の開催（年2回）
- ・「子ども部会」の開催（年2回（夏・冬休み中各1回））

(2) 少子化対策圏域協議会の運営

各地域の実情に応じた少子化対策を展開するため、その中核となる組織として設置された「少子化対策圏域協議会」の運営の充実を図る。

- ・設置数 14圏域に各1カ所

2 子育て支援対策事業費（平成21年度開始、一部平成30年度新規）

30,424,117千円

保育所の計画的な整備等の実施及び認定こども園等の新たな保育の需要への対応、市町村子ども・子育て支援計画に従って、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する「地域子ども・子育て支援事業」への支援等を通じて、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、次の事業に対して助成する。

(1) 子どものための教育・保育給付費負担金

22,163,502千円

幼稚園、保育所等の教育・保育施設や家庭的保育等の地域型保育事業の利用に係る給付費として市町村が支弁する費用の一部及び多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に要する経費や保育士等の処遇改善に伴う費用について負担する。

負担割合 国1/2、道1/4、市町村1/4

(2) 地域子ども・子育て支援事業 4,595,394千円

事業	負担割合		
	国	道	市町村
利用者支援事業	1/3	1/3	1/3
地域子育て支援拠点事業			
乳児家庭全戸訪問事業			
養育支援訪問事業			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
子育て短期支援事業			
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
一時預かり事業			
延長保育事業			
病児保育事業			
放課後児童健全育成事業			
実費徴収に係る補足給付を行う事業			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			

(3) 研修事業 13,478千円

① 放課後児童支援員研修事業

放課後児童支援員として必要となる知識・技能を習得するための全国一律の研修を実施する。

② 子育て支援員研修事業

保育従事者、家庭的保育補助者等として従事する人材の確保を図るために研修を実施する。

新(4) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修 383千円

地域子育て支援拠点事業所職員の資質向上のために研修を実施する。

新(5) 保育士等キャリアアップ研修事業 10,963千円

保育士の専門性の向上及び保育の質の確保を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため研修を実施する。

負担割合 国1/2、道1/2

(6) 保育所等の施設整備助成等 3,639,536千円

負担割合 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(7) 保育人材確保対策 861千円

事業	負担割合			
	国	道	政令・中核市	事業者
保育教諭確保のための保育士資格取得支援	1/4	(1/4)	(1/4)	1/2
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援				
保育所等保育士資格取得支援事業				
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援				

(政令・中核市が実施する場合、道負担なし)

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

3 保育士確保対策事業費（平成28年度開始）

保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇上支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士の就職支援を行うため、各種貸付を行う。

実施主体 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
(平成28年度に貸付原資として478,957千円を一括補助済)

- 貸付内容
- ① 保育士修学資金貸付
 - ② 保育補助者雇上費貸付
 - ③ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
 - ⑤ 潜在保育士就職準備金貸付

4 保育緊急確保事業費（平成26年度開始）

30,175千円

保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、市町村が実施する事業に助成する。

事業	負担割合		
	国	道	市町村
認可化移行総合支援事業	1/2	1/4	1/4
保育体制強化事業			

5 特別保育事業推進費補助金（平成元年度開始）

836千円

待機児童解消促進等事業及び保育環境改善等事業を実施する経費に対して助成する。

補助先 市町村
補助率 2/3 (国1/3、道1/3)

補助対象事業	人員等	補助金等
待機児童解消促進等事業	1市	150千円
保育環境改善等事業	1市	686千円

道6 多子世帯の保育料軽減支援事業費（平成29年度開始）

897,490千円

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子以降の保育料を無償化する市町村に対し補助する。

補助先 市町村
補助率 1/2

7 社会福祉施設整備事業費（児童福祉施設分）

205,029千円

児童厚生施設や放課後児童クラブ等の施設整備に対して助成する。

道8 地域子育て支援センター運営事業（病児保育支援）

病児保育のニーズへの対応を図るため、子育て支援活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の病児・緊急対応強化事業の促進を目的に、病児保育の受け皿の拡大を図る。

（※地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業）：総合政策部計上）による）

9 特定不妊治療費助成事業（平成16年度開始）

356,734千円

子どもに恵まれず、保険適用外の不妊治療（体外受精、顕微授精に限る）を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。

助成内容 治療期間初日の妻の年齢が43歳未満の夫婦を対象

- (1) 1回の治療につき15万円（初回に限り30万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものを除く。）、凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては7.5万円）まで助成する。また、男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成する。
通算助成回数は、初めて助成を受けた治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満のときは6回（40歳以上は3回）までとする。

- (2) 特定不妊治療で子どもをもうけた夫婦が第2子以降の特定不妊治療を行う場合は、対象となる子ども毎に、(1)と同様に助成する。（初回30万円を除く。）

補助率 1/2（国1/2）（国庫補助対象外の第2子以降の治療費助成は道単独）

道10 不育症治療費助成事業（平成29年度開始）

4,000千円

妊娠・出産を望む方を支援するため、流産や死産を2回以上繰り返す不育症の原因特定のための検査及び治療に要する高額な医療費に対し助成する。

助成内容

- ・ 2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方が対象
- ・ 年齢、回数制限なし
- ・ 検査、治療に要した費用に対して、1回の助成につき10万円まで助成する。

道11 乳幼児等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）「再掲」

3,236,444千円

乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。

補助先 市町村等

補助率 医療費 1/2以内（夕張市は、10/10）

事務費 1/2以内（夕張市は、10/10）

道12 ひとり親家庭等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）「再掲」

1,110,320千円

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

療給付事業に対して助成する。

補助先 市町村等

補助率 医療費 1/2以内（夕張市は、10/10）

事務費 1/2以内（夕張市は、10/10）

13 未熟児養育医療給付費（昭和33年度開始）「再掲」

81,731千円

母子保健法に基づき、未熟児を健康に育てるために指定医療機関に入院させ必要な医療の給付を行う市町村の必要な医療費に対し一部負担する。

14 療育医療給付費（昭和36年度開始）「再掲」

417千円

児童福祉法に基づき、骨関節結核、一般結核にかかっている児童を指定療育機関に入院させ、専門的な治療と併せて学校教育に必要な学用品等を支給し、児童の心身両面の育成を図る。

対象者 18歳未満

給付内容 入院、学用品、日用品

15 女性と子どもの健康支援対策事業費（平成23年度開始）

3,631千円

(1) 女性の健康サポートセンター事業

女性特有の様々な健康上の課題に対応できるよう、相談体制や普及啓発の充実を図るとともに、関係機関のネットワーク化をすすめ、総合的な母子保健対策の推進を図る。

事業内容 相談対応、ネットワークの推進(思春期保健対策、関係者研修等、母子保健推進活動事業、長期療養児療育指導事業)、妊娠・出産包括支援の推進

(2) 不妊専門相談センター事業

「不妊専門相談センター」を設置し、不妊や不育に悩む夫婦からの相談に適切に対応する。

委託先 旭川医科大学

(3) 受胎調節実地指導員指定等事務費（母体保護相談事業）

母体保護法に基づき、受胎調節実地指導員の指定および指定証、標識の交付を行う。

(4) 新生児聴覚検査体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る研修会及び普及啓発を行う。

16 妊娠高血圧症候群等療養援護費（昭和54年度開始）

297千円

妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦のうち、低所得者に対して、その早期治療を促進し、母体の保護と未熟児等の発生の防止を図るため、療養費を助成する。

対象疾患 妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患

17 先天性代謝異常等検査費（昭和52年度開始）

56,860千円

先天性代謝異常疾患等の早期発見を図るため、新生児に対し、血液検査を行うことにより障がいの発生を予防する。

- 対象疾患 先天性代謝異常（フェニールケトン尿症、楓糖尿症（メープルシロップ尿症）、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）等 全26疾患）
- 検査機関 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

18 周産期医療システム整備事業費（平成13年度開始）「再掲」

501,484千円

地域において、妊娠、出産から新生児期に至る総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

- ① 運営費補助金 補助先 21か所
補助率 1/3(国1/3)
- ② 周産期救急情報システム運営費
- ③ 周産期医療関係者研修事業費

19 周産期医療対策支援事業費（平成21年度開始）「再掲」

166,777千円

へき地の産科医療機関や周産期センター等への支援により、周産期医療体制の確保を図る。

- (1) 産科医療機関確保事業 114,050千円
不採算産科医療機関への運営費等に対する補助
補助先 医療機関 5病院
補助率 10/10（国1/2、道1/2）
- (2) 分娩取扱施設整備事業 21,298千円
分娩を取り扱う医療機関の整備に対する補助
補助先 医療機関 2病院
補助率 1/3（国1/3）
- (3) 小児及び周産期医療施設、地域療育支援施設整備事業 31,429千円
地域療育支援施設の整備に対する補助
補助先 医療機関 1病院
補助率 1/3（国1/3）

道20 救急勤務医・産科医等確保支援事業（平成21年度開始）「再掲」

115,365千円

救急医療機関において休日及び夜間の救急医療に従事する医師や、地域でお産を支える産科医等、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、処遇改善を通じた医師の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

また、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、高度医療において需要が高まっている新生児科医の確保を図る。

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

- (1) 救急勤務医手当 42,528千円
過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助
補助先 医療機関 34か所
補助率 1/3 (道1/3)
- (2) 新生児医療担当医手当 2,919千円
NICUにおいて新生児医療を担当する医師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助。
補助先 医療機関 5か所
補助率 1/3 (道1/3)
- (3) 分娩手当 69,318千円
分娩を取り扱う産科医及び助産師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助。
補助先 医療機関 56か所
補助率 1/3 (道1/3)
- (4) 研修医手当 600千円
産科医研修を受け入れている医療機関への補助
補助先 医療機関 1か所
補助率 1/3 (道1/3)

道21 妊産婦安心出産支援事業費(平成28年度開始)

16,887千円

産科医療機関のない地域の妊産婦が安心して子どもを産むことができる環境を整備するため、健診や出産の際の交通費及び宿泊に要する経費を助成する。

道22 母子父子寡婦福祉対策費(昭和45年度開始)

16,897千円

母子福祉資金貸付金等の償還促進指導を行うため、母子福祉資金等償還促進協力員を配置する。

配置先 総合振興局及び振興局
報酬日額 6,380円

23 児童手当支給費(昭和46年度開始)

10,569,836千円

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に市町村が支給する児童手当に対し、児童手当法に基づき費用を負担する。

実施主体 市町村
支給月額 3歳未満 15,000円
3歳以上小学校修了前
第1・2子 10,000円
第3子以降 15,000円
中学生 10,000円

所得制限以上世帯 5,000円（平成24年6月から適用）

対象児童数 延 6,329,513人

負担割合

		H24年4月分～		
3歳未満	被用者	国16/45	道4/45	市町村4/45 (事業主7/15含む)
	非被用者	国2/3	道1/6	市町村1/6
3歳以上小学校修了前				
	第1・2子	国2/3	道1/6	市町村1/6
	第3子以降	国2/3	道1/6	市町村1/6
中学生		国2/3	道1/6	市町村1/6

道24 社会福祉施設産休等代替職員設置費（昭和37年度開始）

5,012千円

社会福祉施設等に勤務する保育士など常勤職員の出産及び職員の病気欠勤に伴う代替職員の雇用に必要な経費に対して助成する。

補助先 市町村、法人等

単価 1日 5,900円

25 ひとり親家庭等生活支援事業費補助金（昭和60年度開始）

6,691千円

ひとり親家庭等において、必要な場合に家庭生活支援員を派遣し又は相談・支援事業を行うことにより、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図る。

補助先 市町村

負担割合 国1/2、道1/4、市町村1/4

(1) 家庭生活支援員派遣事業

ひとり親家庭の親、当該家庭の児童又は寡婦等の一時的疾病や冠婚葬祭の場合など日常生活を営むのに支障がある場合に、市町村が実施する生活援助又は子育て支援事業に対して助成する。

(2) 生活向上事業

ひとり親家庭を対象にした生活支援や子どもの学習支援、食事の提供など、市町村が実施する支援事業に対して助成する。

26 母子父子寡婦福祉資金貸付金（特別会計）（昭和28年度開始）

1,036,996千円

ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、事業開始資金など各種資金の貸付けを行う。

貸付事業費 788,719千円

貸付事務費 27,477千円

諸支出金 220,800千円

道27 小児救急電話相談事業費（平成16年度開始）「再掲」

26,614千円

保護者等が電話により小児科医や看護師から子供の症状に応じた適切なアドバイスを受ける「小児救急電話相談事業」を実施する。

28 小児慢性特定疾病医療費（昭和46年度開始）「再掲」

478,597千円

小児慢性疾患のうち特定の疾患に罹患している児童に対して治療研究（医療給付等）を行い、その医療の確立と普及を図る。

給付対象疾患群 悪性新生物など16疾患群

29 発達障害者支援体制整備事業費（障がい児等支援体制整備事業費）（平成17年度開始）

42,750千円

道内の発達障がい者に対する乳幼児期から成人期までの各ライフスタイルに対応した一貫した支援体制の整備を図り、発達障がい者の福祉の向上を図る。

- (1) 発達障害者支援センターの整備 40,241千円

発達障がい者及びその家族等に対して相談、情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備を支援する。

発達障害者支援センター 3か所

- (2) 発達障害者支援体制整備事業 2,509千円

- ① 発達障害者支援体制整備検討委員会

発達障害者支援体制について、関係機関と検討を行う

- ② 発達障害支援啓発事業

発達障がい者の地域支援体制確立のためフォーラム等を開催

- ③ 家族支援体制整備事業

ペアレントメンター養成研修や普及啓発等を実施

- ④ 発達障害支援関係職員専門研修事業

地域で発達障がい者の支援に携わる職員に対する研修の実施

30 特別児童扶養手当支給事務費（昭和39年度開始）

18,542千円

特別児童扶養手当の認定等に関する業務の円滑な促進を図り、障がい児の福祉増進に努める。

【特別児童扶養手当】

精神又は身体に重度若しくは中度の障がいを有する児童（20歳未満）を監護又は養育する者に特別児童扶養手当（全額国庫負担）を支給し、その福祉の増進を図る。

支給月額 児童1人 1級 51,700円

2級 34,430円

受給者数 7,692人（平成29年11月末現在）

31 育成医療給付費（昭和29年度開始）「再掲」

36,162千円

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

対象者 18歳未満

給付内容 入・通院

(肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、その他の内臓機能障がい、肝臓機能障がい、免疫の機能の障がい)

道32 誰もが働きやすい職場環境づくり事業費(平成17年度開始：経済部計上)

495千円

男女が共に能力を発揮することができ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を図るため、両立支援等に関する法や制度の普及啓発を行う。

【両立支援制度普及啓発事業】

- ・「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」の実施
- ・「北海道なでしこ応援企業認定制度」の実施
- ・「仕事と家庭両立支援推進協議会」の開催
- ・「仕事と家庭を考えるシンポジウム」の開催
- ・北海道なでしこ応援企業の表彰及び表彰式の開催
- ・啓発用ハンドブックの作成

33 ほっかいどう働き方改革支援センター運営等事業費（平成28年度開始：経済部計上）

37,727千円

企業の就業環境の改善に係る包括的な支援をワンストップで行う拠点を運営し、企業の『働き方改革』の取組を促進する。

- ・相談窓口の運営
- ・働き方改革アドバイザーの派遣
- ・モデルとなる改革プランの作成
- ・改善策の策定

新 34 就業環境改善支援事業費（平成30年度開始：経済部計上）

11,632千円

中小企業等の就業環境改善を促進するため、働き方改革に取り組む企業の認定や地域企業へのハンズオン支援、優良事例の普及に取り組む。

- ・働き方改革に積極的に取り組む企業等の認定
- ・地域の企業へのハンズオン支援の実施
- ・道内企業の取組事例集の作成
- ・経営者向けフォーラムの開催

道35 家庭教育相談事業費（平成12年度開始：教育庁計上）

2,722千円

家庭教育カウンセラー相談事業
家庭教育に関する悩みや不安を持つ親等を対象に、専門的な知識や技術を有するカウンセラーによる相談を実施する。

36 「母になる人への贈りもの運動」推進事業費（平成23年度開始）

社会全体で母親になる人を支える環境づくりのため、妊婦さんに安心と思いを贈る運動として、市町村や企業等と連携し、妊婦さんへの各種配慮や情報提供など支援体制の推進を図る。

37 地域少子化対策強化事業費（平成26年度開始）

113,993千円

結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目ない支援を行うことを目的に、結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に関する取組を行うとともに、これらの支援を切れ目なく行うための地域の基盤づくりを推進する。

子どもが健やかに成長するための環境づくり

道1 家庭児童相談室設置運営事業費（昭和39年度開始）

19,798千円

家庭における児童の諸問題について相談指導を行うため、総合振興局及び振興局に設置する家庭児童相談室に家庭相談員を配置する。

配置箇所 総合振興局及び振興局に14人（各1人）
報酬月額 152,290円

2 児童虐待防止対策等推進事業費（平成13年度開始）

113,706千円

「未然防止・早期発見、対応」、「適切な保護・支援」、「児童相談体制強化」の観点による施策により、複雑・多様化する児童虐待問題への対応を図る。

(1) 「未然防止・早期発見、対応」

- ① 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業 3,809千円
要支援家庭への支援の重層化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会への関与などにより、子育てに優しい地域づくり及び虐待予防体制の充実を図る。
- ② 児童虐待専門研修の実施 1,041千円
地域における関係機関の職員等を対象とした児童虐待の事例の検討と専門家招聘による児童問題等に関する研修及び施設における基幹的職員を養成するための研修を実施する。
- ③ 要保護児童対策連絡協議会の設置 272千円
関係機関相互の情報交換や協議等を行う連絡協議会を設置する。
- ④ 児童虐待対応プロジェクトチームの設置 456千円
弁護士や医師等の専門的見地から援助困難ケースの援助方策の提言を行うプロジェクトチ

- ームを各児童相談所に設置する。
- ⑤ 子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業 1,348千円
児童福祉法等の改正に伴い、平成17年4月より児童家庭相談に関する業務等を行うこととされた市町村の児童相談体制整備や技術的支援を行う。
- ⑥ 児童虐待法的対応機能・医療的対応機能強化事業 2,645千円
児童相談所が行う児童虐待に関する業務を円滑に行うため、弁護士による司法的調整及び医師による医学的判断・治療等を実施する。
- (2) 「適切な保護・支援」
- ① 里親総合支援事業 6,507千円
- ・ 里親制度普及促進事業
養育里親及び専門里親の認定・登録及び更新を希望する者に対し、子どもの養育に必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につけるための研修を実施する。
また、里親の資質向上のための研修、相談・援助など、関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施する。
 - ・ 里親委託推進・支援等事業
里親委託の推進や里親支援等を円滑に進めるため里親推進等検討会を設置するほか、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や交流の促進など里親家庭に対して子どもの養育に関する支援を行う。
また、委託里親の交流や委託児童の自立支援及び里子の安心な養育環境を整備するため関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施する。
- ② 児童家庭支援センター運営事業 70,625千円
虐待や非行等、児童の福祉に関する問題について相談に応じる児童家庭支援センターを全道8か所で運営(委託)する。
- ③ ふれあい心の友訪問等援助事業 134千円
児童福祉司等の助言・指導のもとに、大学生等をひきこもり、不登校児童の家庭に派遣し当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図る。
- ④ 未成年後見人支援事業 1,006千円
未成年後見人が必要とする報酬、及び未成年後見人と被後見人が加入する損害保険料を助成することで、未成年後見人の確保と児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。
- (3) 「児童相談体制強化」
- ① 児童相談所カウンセリング体制の強化 4,126千円
児童相談所において保護者に対するカウンセリングを効果的に実施するため、精神科医の協力により体制の整備を図るとともに、児童相談所職員を道内・外の心理治療を行っている施設等に派遣して研修を行い、児童相談所の心理治療機能の充実を図る。
- ② 児童虐待対応基盤整備 459千円
急増する児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、虐待発生時の緊急対応用として各児童相談所に庁用自動車を整備する。
- ③ 児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業 12,292千円
一時保護児童に対する学習支援などの保護機能の強化と緊急の児童虐待通告に対応するため各児童相談所に一時保護(虐待通告)対応協力員を配置する。
- ④ 児童相談所職員専門研修 8,986千円
児童虐待事案をはじめとする様々な困難事案に迅速かつ適切に対応できる職員を育成し、児童相談所の体制強化を図る。

3 児童相談所運営費（昭和23年度開始）

410,261千円

児童に関する相談に応じるとともに、判定、指導等を行うため、児童相談所を設置、運営する。

- ① 養護、ぐ犯行為、肢体不自由、知的障がい等の問題についての相談
- ② 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定
- ③ 必要な調査及び指導
- ④ 一時保護
- ⑤ 施設入所等の措置

設置箇所 8か所

設置場所 札幌市、函館市、旭川市（分室－稚内市）、室蘭市、
釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市

4 岩見沢児童相談所増築等工事（平成28年度開始）

176,138千円

老朽化及び狭隘化の著しい岩見沢児童相談所について、増築及び既存施設の改修により適切な一時保護環境の構築を図る。（一時保護棟増築工事の実施）

5 子どもの居場所づくり推進事業費（平成28年度開始）

8,552千円

様々な課題を抱える子ども達が安心して暮らすことができるよう、子どもに対する食事の提供などを通じた地域の居場所づくりを促進する。

- ① 居場所の新規整備促進
- ② 居場所での食事提供機能強化

6 北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議事業費（平成28年度開始）

2,245千円

貧困家庭の子どもに対する効果的な支援方法を協議するとともに情報交換を行い、地域の実情に応じた必要な支援のあり方について検討する。

7 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費（平成28年度開始）

児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を行う。

実施主体 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

（平成28年度に貸付原資として290,402千円を一括補助済）

- 貸付対象
- ① 生活支援費（月額50,000円）
 - ② 家賃支援費（家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助額を限度））
 - ③ 資格取得支援費（実費（上限250,000円））

8 社会的養護自立支援事業（昭和29年度開始）

83,998千円

児童養護施設等の退所者等に対して、居住費や生活費等の支給を実施することにより、将来の自立に結びつける。

9 就学者自立生活援助事業（平成29年度開始）

1,920千円

児童自立支援生活援助事業を受けている大学等に就学中（満20歳から満22歳の年度の末日までの間）の者に対して、生活費等を支給することにより、社会的自立の促進に寄与する。

道10 民生委員関係経費（昭和23年度開始）

588,708千円

地域における社会福祉の増進は、民生委員・児童委員の積極的な活動に負うところが大きいことから、その資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。

民生委員・児童委員委解嘱経費	1,600千円
民生委員・児童委員指導訓練費	82,321千円
民生委員・児童委員活動弁償費（8,499人）	504,787千円

11 市町村地域生活支援事業費補助金（平成18年度開始）

1,089,152千円

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。

補助先	市町村
補助率	国1/2、道1/4、市町村1/4

道12 障がい児等支援体制整備事業費（平成17年度開始）

14,301千円

障がい等により特別な支援を必要とする児童及びその家族に対して、より身近な地域で適切な支援を行うための一貫した体制を整備することにより、地域における子育て支援体制の充実を図る。

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| (1) 道立施設専門支援事業 | 2,364千円 |
| 道立施設による専門的支援の実施 | |
| 道立施設 | 子ども総合医療・療育センター
旭川肢体不自由児総合療育センター |
| (2) 発達支援専門研修事業 | 950千円 |
| ① 発達支援関係職員実践研修 | |
| 発達支援に関わる実践的な知識について研修 | |
| 実施箇所 | 14か所 |
| ② 発達支援関係職員専門研修 | |
| 発達支援に係る最新の支援方法や専門的な知識の習得等について研修 | |

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

- (3) 障害児等自立支援研修事業 5,515千円
障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業の実施
実施主体 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会
一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
公益社団法人日本重症心身障がい福祉協会北海道ブロック
- (4) 道立聾学校専門支援事業 5,472千円
聴覚障がい乳幼児の早期療育体制の充実を図るため、道立聾学校において、聴覚障害乳幼児
相談・指導を実施する。
実施箇所 道立聾学校 6校
また、聴覚障がい乳幼児に関わる事業所職員の資質向上を図るため、研修を行う。

13 身体障害者扶助費（昭和25年度開始）

3,306,978千円

身体障がい者（児）の必要とする更生医療及び補装具費の給付を行う。

【更生医療】

障がいの除去、軽減により、職業能力を増進し、又は、日常生活を容易にする等の身体障がい者の更生に必要な医療。

14 地域人権啓発活動活性化事業費【子どもの権利擁護事業】

（平成17年度開始：環境生活部計上）

695千円

児童虐待は児童の著しい権利の侵害であることから、その防止や周知のため、児童虐待の未然防のためのシンポジウムを開催するほか、相談対応リーフレットを作成する。

道15 青少年非行防止特別対策事業費（平成11年度開始：環境生活部計上）

2,464千円

北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行の未然防止等を図る。

- ① カラオケボックス等への立入調査
- ② リーフレット等の啓発資材の作成
- ③ 少年の主張の開催

16 女性相談援助センター管理費（平成7年度開始：環境生活部計上）

75,424千円

保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談、一時保護等を行うことにより、その福祉の増進を図るため、女性相談援助センターを設置、運営する。

設置場所 札幌市

- ① 相談
- ② 医学的、心理学的、職能的判定
- ③ 一時保護、収容保護
- ④ 必要な調査及び指導

17 女性相談援助対策事業費（昭和32年度開始：環境生活部計上）

12,167千円

売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づく婦人相談員並びに配偶者暴力被害者等とともに一時保護された同伴児童への対応を行う保育指導員を女性相談援助センターに配置し、相談支援体制の充実を図る。

配置人員 婦人相談員 4人、保育指導員 1人
月額報酬 152,290円

18 配偶者暴力被害者支援対策費（平成11年度開始：環境生活部計上）

59,341千円

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力被害者の一時保護（委託を含む）、相談等に対応する関係職員の資質向上のための研修を行うほか、民間シェルターが行う相談、被害者自立支援の活動を支援する。

19 北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費〈北海道らしい食育推進事業費〉
（平成26年度開始：農政部計上）

34,031千円

どさんこ食育推進プラン（北海道食育推進計画【第3次】）の効果的な推進に向け、北海道らしい食育の普及、地域の連携を促進することによって、道民運動としての食育の推進を図る。

また、喫緊の課題である食べ残し等の食品ロス対策についても取組を行う。

- (1) 食育の推進
食育推進検討委員会の開催、優れた担い手の表彰、食育推進ネットワーク会議の開催、新たな北海道食育推進計画の作成
- (2) 食品ロス対策の推進
食品ロス対策会議等の開催
- (3) 市町村等の取組への支援（補助金）

補助先	市町村、民間団体
補助率	1/2以内
事業内容	食育シンポジウム等の開催ほか

20 放課後子供教室推進事業等（平成19年度開始：教育庁計上）

73,784千円

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図る。

- (1) 放課後子供教室に対する運営費補助の実施

補助率	国・道1/3以内、市町村1/3以上
補助実績	平成29年度 68市町村 150教室
- (2) 「北海道地域学校協働活動推進会議」の設置
事業推進策を検討（年3回）

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

- (3) 放課後子供教室コーディネーター等への研修機会の提供
4地域各2回、3地域各1回、計11回

21 子ども相談支援センター事業費（平成27年度開始：教育庁計上）

21,213千円

いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う。

- ・電話相談 毎日24時間対応、フリーダイヤル
- ・メール相談
- ・来所相談 子ども相談支援センター（札幌市）、北海道立教育研究所（江別市）

子どもや子育て家庭を社会全体で支援する地域づくり

1 地域のせわずき・せわやき隊

子どもや子育て家庭に対する、声かけ、見守り、子どもの預かりなどの子育て支援を行っている子育て経験者や高齢者によるボランティア団体、地域の読み聞かせや子育てサークルなどを登録する事業として、平成17年度から実施。

2 どさんこ・子育て特典制度

妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯を対象に、市町村を通じて配布した特典カードを道内の協賛店・施設等で提示すると、商品の割引等の特典サービスが受けられる制度で、市町村、商工団体、企業などの協力により実施。